

第2号様式(第12条関係)

平成21年度第2回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成21年10月14日(水曜日)10時00分～11時35分
- 2 場 所 市役所 5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 15人
(中林会長、中丸職務代理、五賀委員、中川委員、野澤(康)委員、荻窪委員、菊地委員、高久委員、古澤委員、山崎委員、塩見委員、野澤(文)委員、松岡委員、武山委員については県央地域県政総合センターから代理出席、黒木委員については大和警察署から代理出席)
事務局 10人
(街づくり計画部長、街づくり総務課長、街づくり計画課長、他担当7人)
- 4 傍聴人数 1人
- 5 議 題 1) 下鶴間山谷北地区地区計画について(中間報告)
2) 大和市都市計画マスタープランの変更について(中間報告)
- 6 議事要旨 別紙のとおり
- 7 会議資料 1) 下鶴間山谷北地区地区計画について(中間報告)
・・・資料1
2) 大和市都市計画マスタープランの変更について(中間報告)
・・・資料2、3、4

平成21年度 第2回 大和市都市計画審議会会議録要旨

< 議題 >

- 1) 下鶴間山谷北地区地区計画について(中間報告)
- 2) 大和市都市計画マスタープランの変更について(中間報告)

< 結果 >

下鶴間山谷北地区地区計画について報告を行った。
大和市都市計画マスタープランの変更について報告を行った。

< 審議経過等 >

下鶴間山谷北地区地区計画について

～事務局の説明～

(委員)

東急の計画で、共同溝という考え方は盛り込まれているのか。参考までにお聞きしたい。

(事務局)

今回、個人施行の土地区画整理事業が行われた地区であるが、共同溝ではなく電線の地中化は施行者の負担により事業化されている。

(委員)

従来通り電柱が立って、電線が這うという事か。

(事務局)

このエリアについては、電柱は立たない。

(委員)

共同溝としてガスとか上水道等をまとめてはいないが、個別になるが、電線は地中に埋めるといふことのようなのだ。そうすると、変圧器が地上に出てくるので、それが街の中の公園とか何ヶ所かにボックスが立つようになる。

(委員)

最初に確認になるが、この地区と隣接する地区を合わせて、現在第1種低層住居専用地域の80/50(容積率/建ぺい率)だが、全施工が終わった段階でそれを変えるというお考えはないと思っ
てよいのか。

(事務局)

今、山谷北だけのエリアで考えると、総面積が約1.6haであるので、県の用途地域の見直しの基準の規模に満たないこともあり、現状の建ぺい率と容積率で計画されている。

現在事業中である、松の久保の土地区画整理事業区域内については、地元の皆さんと地区計画のルールの方を検討しているので、両方の区域全体を踏まえて用途地域を変更する可能性もある。

ただ、市としては、今まで都市計画審議会でもいただいたご意見の中で、境川に沿ったふるさと軸上の街づくりを踏まえるという考えから、必ず容積率を100%にしなければいけないとは考えていない。

その点については、地権者の皆様と話をしながら検討していきたいと思う。

(委員)

だとすると、時期がずれることになって、例えば仮に今回議論になっている北側の地区で80%のまま家が建ち始めて、後で南側もできたから100%に変わるということが起こりうるのか。

(事務局)

それも十分考えられるが、こちらの方は今地権者が東急電鉄 1 社になっていて、2 つの土地区画整理事業が接したまちづくりになっているが、山谷北地区は電線の地中化を行うなど、松の久保の土地区画整理事業と異なったまちの形態になっていることも考慮したうえで、容積率の変更を検討していきたい。

(委員)

ここから先は意見だが、せっかく一体とした地区なので、しかも両方とも低層の住宅地ということであれば、あまり条件は変えないほうがいいのではないか。

それから、垣柵の制限を道路境界線だけに限定しているが、本来住宅地は背割線とか隣地境界線に関してもブロック塀が建たないようにするのが正常な考え方だと思うので、もしもう一步踏み込む気があるのであれば、検討する余地があるのではないか。

(委員)

後半はご意見として伺った。

この山谷北地区の道路と環境緑地帯というところの図面はあるが、区画割の線はもう確定しているのか。

(事務局)

土地区画整理事業が完了しているので確定しており、おおむね 125 m²以上の区画以上で換地されている。

(委員)

赤い網のかかった所は 125 m²を下回っているということか。

(事務局)

一部の区画は 125 m²を下回っている。

(委員)

そうすると、地区計画をこれから決めるが、既存不適格状態になるということになるのか。

(事務局)

この土地区画整理事業が計画された時点では、市の開発事業に関する指導要綱の協議基準を満たしていることから、地区整備計画のただし書きを加えて、既存不適格という認識にならないような表現とした。

(委員)

この地区計画の計画図だと、松の久保の方へ抜ける道路が右上の方と右下の方にあるがその 2 方向だけなのか。

(事務局)

当初、この土地区画整理事業の計画では、左上のアプローチ道路のみであったが、松の久保の土地区画整理事業が具現化されたことにより、道路計画を変更し、右下の区画道路に接続できるようにした経過がある。

(委員)

昨日現地を回ったが、3 点ほどお聞きしたい。

1 点目は学校の心配があるのではないかということ、2 点目は道路の問題、それから 3 点目は雨水の対策の問題である。

1 点目だが、この事業により約 220 世帯位、松の久保と合わせて増えるわけだが、どれくらい住民が増えて、小学校それから中学校の対応等は大丈夫なのかどうか。特に北大和小学校になるかと思うが、今でもかなり生徒数が満杯になっている状況だと思う。

2 点目だが、道路の問題は非常に狭い道路が 2 本という形になっているわけだが、住民の利便性からいくと、鶴間 1 号橋を渡って、南町田に行く路線がかなり利便性としては高いという感じがするが、たまたま 1 号橋の所は杭が打たれて、車が通れないようになってしまっている。

そこを止める理由として、住民の反対がかなりあったのかどうか。それと固定式になっているが、いざ災害であるとか、避難などの時に可動式にしておいた方が良いのではないかという感じがしたので、その点をお伺いしたい。

3 点目は雨水の問題だが、区域の周辺が小高い丘のようになっているところがあるので、かなり雨が降った時にそこから集中して流れ込んでくるのではないかと思うが、その点の雨水対策についてお聞きしたい。

(事務局)

1 点目の小学校について、対象になるのは北大和小学校であるが、山谷北地区により 48 区画が計画されている。

土地区画整理事業を進めるにあたっては、教育委員会と協議しているが、現在事業中である松の久保の土地区画整理事業によりさらに約 180 戸位増えることになるが、事業の進捗に合わせて通学の支障のないように連携を図っていきたい。

2 点目の道路の問題についても、手元の資料の 3 ページを見ていただきたい。今回は山谷北の地区計画というか区画整理だけが先行しており、当初は今左側のアプロチ道路のみであった。

土地区画整理事業を進めるにあたっては、周辺にお住まいの住民から、町田方向へ抜ける車道ができると、通過交通が流入する恐れがあるので反対する意見があったと聞いており、それらの状況を踏まえて、当面は歩行者専用道として整備する形態となっている。

3 点目の雨水対策であるが、この区域は市街化区域内であることから、市の下水道管理者と協議のうえ、雨水管の接続がされていることから、雨水対策は整備済みであると認識している。

(委員)

この車止めは固定なのか。先程委員からは固定というお話だったのだが。

(事務局)

現状は固定になっている。

(委員)

河川管理上の問題で難しいということか。

(事務局)

河川用地なので、河川管理者からの占用許可を頂いて管理している。

(会長)

河川管理用の車も入らないということか。

(事務局)

河川沿いに管理用道路があるので、その点は支障ないと思われるが、整備にあたっては、河川管理者である東京都と道路管理者である大和市が協議したうえで整備されている。

(会長)

この両側の河川管理用地は、現状のままか。

(事務局)

河川管理者である東京都の計画では、洪水時の調整池として整備する予定であると聞いている。計画内容が具体的になった段階で周辺住民に説明を行ったうえで工事に入る予定のようだが、詳細については把握していない。

(委員)

堤防自体を切り下げる可能性があるということか。

(事務局)

その可能性もあるが、現在実施設計中と聞いている。

(委員)

ゲートで水を出し入れするのではなくて、護岸自体を下げて、河川用地の左側の方に護岸を回すというような可能性もあるのか。

(事務局)

詳細については、次回までに把握できる範囲で情報提供したい。

(委員)

先程、委員から電柱の話があったが、将来松の久保の土地区画整理事業が出来て、電柱の地中化が山谷北は実現したが、松の久保は突然電柱が立ちだすというのも何となく奇異な感じもしないでもない。

可能であれば電柱を松の久保の方も地下化するような、今工事が佳境なのでもう間に合わないのか間に合うのか分からないが、完成後の街並みは随分視覚的に差が出るので、そのあたりは十分協議をしていただいた方がいいかなと思う。

少なくとも松の久保の人たちはこの山谷地区を通過してつきみ野へ出たり、或いは特に南町田の方へ出る場合には山谷地区を通過して出る可能性が非常に高いと思うので、そういう意味では一連の街として、元々は1つの地区計画ということで進めようということだったわけだから、是非連続した街並みとして形成されるように協議を進めていただければと思う。

今日の議題に直接関係はないけれども、街並み形成という意味では、非常に大事なポイントかなと思うので宜しくお願いしたい。

それでは、他にないようだったらこれで質疑を終了させて頂きたい。

議題の下鶴間山谷北地区の地区計画については、このような内容で、今頂いた意見等もふまえて今後事務を進めて頂きたい。

そのような形で進めるということでご了解頂きたいと思う。

それでは、今後の事務を進めて頂くということにしたいと思うが、引き続いて議題の(2)大和市都市計画マスタープランの変更について議題にしたい。

大和市都市計画マスタープランの変更について

～ 事務局の説明 ～

(委員)

前回から引き続き、前々回からと言った方がいいのかもしれないが議論をしている都市計画マスタープランについての説明である。

(委員)

資料4の89ページ目、街づくり条例ということで説明頂いたが、基本理念の方が平成10年に作られているということで、そちらの見直しのタイミングとか、サイクルとかそちらも5年おきに見直しをかけているのか。

(事務局)

街づくり条例については、平成10年にマスタープランを策定した際に、条例の必要性を取り上げその後条例化された経過がある。

そのため、条例も同様に10年経過したことから、これまでの支援とか協力のあり方について、より使いやすいものへと現在見直しをしている状況である。

街づくり条例の見直しについても、平成23年の見直しへ向けて進めているところである。

(委員)

定期的な見直しというものではなくて、10年目の区切りで今回マスタープランの見直しも1つのきっかけではあると思うが、協働の街づくりをより促進するために見直しをするということだと思う。

これは、これもと言った方がいいのかもしれないが、条例の見直しであるので、最終的には議会で議決されて発効するということになるかと思うので、それにあともうちょっと時間がかかるということから、このマスタープランの見直しが終わった1年後くらいに条例の改定が実現するということになるかと思う。

(委員)

ルールづくりの中で、地区計画、建築協定というのがかなり話の中で出てくるが、マスタープランの中で市全体のどれくらいをこういうルールで包括的に捉えていくのか、それとも、今のこの地区計画を聞いてもほとんど区画整理をした部分しかないが、市の考え方としては絶対的にこういうルールを、全市的に取り入れて整備していくというか、要するにそのルールで縛った街づくりをしたいと思っているのか。その辺を聞きたい。

(事務局)

大和市は、かなり住宅も密集してきており、ある程度市街地が形成されていると言えると思う。今後そういった住宅地に求められるのは、修復型の街づくりで、また保全型の街づくりということではないかと考えている。

その保全型の街づくりというのは、今ある住環境を守っていくことが、大和市の街づくりにはやはりウエイトがかかってくるので、その住環境を守っていくために地区計画や建築協定などが必要になるのではないかと認識している。

(委員)

資料4の87ページを開いて頂くと、黒いマルみたいになっているものが北部の方に集中しているが、これが建築協定か。そして緑色の線で囲まれているのが地区計画というようなことで、数でいうとそれなりにあるのだろうが、エリアで見るとそんなに全市をカバーしているわけではないが、将来的にはもっとこういう地区計画を必要な場所に広げていく考えであるということでしょうか。

(事務局)

はい

(委員)

今のが答えか。

(事務局)

地区計画、建築協定は現在大和市内で30ヶ所ほど締結、都市計画決定されているが、全市域ということではなく、当然地域が望む街づくりは様々違うので、そこは地域の皆さんで話し合ってもらって、必要があればそういうルール化を図って頂いて、先程お話ししたような、修復保全型の街をつくっていきたいと考えている。

(委員)

修復保全型ってどういうことを言っているのかちょっと分からないのだが、具体的にどういう形なのか。

(事務局)

先程の地区計画については、山谷北地区地区計画のように、土地地区画整理事業に伴ってルール化を図っているところのほかに、保全型とか修復型というのは、既に建てられた場所があり、そこを保全していきたいというような街並みであれば、それを保全するような地区計画を立ててい

ただきたい。基本的にその街並みを維持していくというのが保全の街づくりである。

修復型というのは、今、課題があって既に建てられているが、将来はこうしていきたい、建替えの時にはこういうふうに直していきたいというような地域の統一意思ができましたら地区計画を立てて頂いて、将来的にはその街自体を地域が望むような形で修復して頂くというのが修復型の街づくりである。

補足であるが、委員の質問はもっとストレートで、地区計画を市として、全市的に広げていくのかという質問だと思うが、現実として、今まで地区計画、或いは建築協定、特に地区計画が結ばれた経緯を見ると、どうしても土地地区画整理事業であるとか、或いは大きな民間、大規模な1つの事業者が、今まで家が建ってないところを、新たに開発するところに地区計画を立てるといふ事例が大和市は多い。

既存の市街地では千本桜だとか事例があるが、そういったところはなかなか合意形成が難しいというのがある。それで、当然都市計画で、大きくは市全体に規制・誘導、こういったルールが定められているわけであるが、地区計画というのは、もう少しきめ細かく、地域でのルールをつくらうというふうな制度であって、基本的には、市は誘導するが、あくまでも地域の方々の合意が前提だと捉えている。

先程、みんなの街づくり条例の改正という話があった。ここはみんなの街づくり、協働による街づくりとか、都市計画マスタープラン3章で、地域の街づくりというところで、皆さんが協働で街づくりを進めていくという位置付けである。5つのエリアということで非常に広くエリアが捉えられているが、今回のみんなの街づくり条例の見直しの1つのポイントとしてはもう少し、小さな地区単位での街づくりが進み易いような、条例改正内容の方向で考えている。

したがって、地域の皆さんが合意形成されて、より良い環境づくりのためのルールづくりが必要だとなることが前提だと市は認識している。ある地域を市が積極的に作るために誘導していく役割は当然あるが、あくまでも地域の皆さんの合意が前提だと考えている。

(委員)

私はたまたま高座渋谷地区に住んでいる。区画整理が今やられているが、今日やった山谷北地区とか松の久保だとか、要するに何も無かった所で区画整理をやった所なら良いが、前回、会長に千本桜の件でもお伺いしたが、地元で今地区計画に対しての、いろいろな問題、建築時にいろいろなトラブルが結構発生していて不動産をやっている私に相談に来られる。

地区計画そのものが今聞いていると、合意形成がなされていると言うが、渋谷地区とか北部地区についても実際地権者の方に聞くと、ほとんど抜き打ちでやられたみたいなお感じの考え方をもちておられる方が多いようだ。地区計画だから、これは条例なのだろうが。

(委員)

条例ではなくて法律である。

(委員)

法律になるので、罰則とか規制があるが、現状として合意形成でなったという考え方はかなり少ない感じがする。

現時点では、私が聞いた意見の中では、その辺がこれから全般的、市全体としてルールを持っていくなら、市全体にそういうふうに見えるだろうが、そうではなくて、本当に合意形成されてなっているなら、そんなに問題は起きないが、短期的に表面だけでオーケーになった場合だと、いろいろ近隣というか、地区の中で実際自分たちが動いてみて、動きづらくなってくる。皆せっかく協働でやろうというから、市も住民もそれでやっていくという考えの中から、逆にトラブルが出てくれば周りの関係も悪くなるし、今私たちが聞いている中ではその全体的にもっていくという雰囲気は分かるが、ここつまりルール作りというのをあまり厳しくしていくと、いろいろな弊害が出てくるような気がする。

やるのであれば市全体できちんとやっていく。あまりルールにこだわってやりすぎると、そういう問題も発生してくるのではないかと思ったのでお伺いした。

(委員)

そのいわゆる市民の合意形成の中に、専門家の事前の参考の考え方とか、いわゆるビジョンの

提示とか、そういったものは現在あるのか。

(委員)

それでは、千本桜の地区計画の策定の経緯についてお話し頂きたい。
どういうプロセスで策定に至ったかという。

(事務局)

千本桜については、土地区画整理事業ではなく、昔の民間開発で出来た地域だったが、そこにお住まいになっている住民の皆さんの発意でできた地区計画になる。

専門家の立場のかかわりとしては、街づくり条例に基づく専門家派遣制度を活用していただき、住民の皆様と市職員に専門家のアドバイスをいただきながら、まちのルールづくりを進めていった経過がある。

専門家の方々と住民の方と市の職員も入りながら作ったルールを最終的にはこの都市計画審議会でご審議頂いて、地区計画を定めていくことができた事例である。

(委員)

というのは、市民に、じゃあ私的なその合意とかを任せただけの場合にどうしても知識がない所以の短絡的な、例えば経済性を優先するあまり、チープなものになってしまう。

例えば、オランダの運河を見ると、運河そのものに危ないから柵を作るべきだという正論がもし通ると、運河の機能が果たさなくなる。オランダでは、小学生の時から、運河に落ちた時、服のまま泳げる事をまず教えると言う。

そういう事からすると、運河には柵がある所と、無くてもいいという専門家的な所からの発想と、安全の考えをしないといけないと思う。

今日の説明で、資料 2 にある都市計画審議会の意見で、安全安全と言ったときの修正が、道路の安全性、工事のため交通規制の導入、横断防止柵の設置、防犯設備の設置ということになると、具体的には、監視カメラを置くべきだとか、道路にパイプで背の高さ位の横断柵を延々と作ってしまうことになる。つまりそういうハードに頼っていくと、費用をかけるだけになってしまう恐れがある。

その不埒な渡ってはいけない所を渡る人 1 人のために、それだけの費用をかける必要は本当はない。むしろ専門家的な目からすると、渡りにくいデザインにするとか、例えば先程のせっかく橋、道路ができていのに、あの真っ直ぐ歩けないような柵を作ってしまうというのは、非常に別のソフト面からの専門家発想が無くて、ハード面で柵を作ればいいという発想に終わっている。

だから、マスタープランの中に、ソフト面のその視点を埋めていく時代にきているのではないかというのを、私はデザイナーの立場として感じる。

(委員)

ご意見としてだと思うが、千本桜の地区計画で事務局からの説明の中で大事な点が抜けていたと思うが、もう今から 8 年前、9 年前なのだが、当時の地権者の方、それから確か不在地主の方にも、アンケートを何度か全戸配布をやっていた。だから地区計画として平成 13 年に決まるまでの時点では、少なくともその時点で、全くこのことを知らなかったという方は多分いなかったはずである。

ただその後、土地、建物の売買の過程で、この街にこういう地区計画というものが定められているということが、十分伝えられていなかったという可能性はあるかと思う。

確か 3 回位全戸配布のアンケートで確認をされながら、最終的にどれ位の賛成だったかはちょっと覚えてはいるが、かなりのほぼ全員に近い賛成を得て決められていたというふうに記憶している。

今日たまたま大和の都市計画を配って頂いているが、この 30 ページに千本桜の地区計画の経緯は書いていないけれども、整備方針、それから整備計画、それから区域図が載っている。条例の専門家派遣制度で、専門家がかなり、3 年位か、関わりながら話しをまとめられたというふうに記憶している。

基本的に地区計画というのは、市が一方向的に全域にという性質のものでは基本的にはないと思う。それぞれの街で、どんな街づくりにするかということを決められ、それを法的には行政側が

定めなければいけないから、そこに協働という、先程の行政と市民がパートナーシップとなってルールをつくり、街づくりを進めていくという取組みという事になるのだと思う。その仕組みが、今見直し中の街づくり条例というところに、その専門家派遣という支援であるとか等々が仕込まれているという状況である。

委員のお話のソフト面というのをこれから、都市計画審議会はどうしても都市計画法に基づくハードなイメージが強いわけだが、おっしゃるとおり、ハードだけで街が出来ているのではなくて、ハードはソフトのためにあるわけだから、ソフトがどうあるべきかという事を十分議論した上で展開する必要があると私も思う。

したがって、この都市計画マスタープランも、そういう意味ではハードの問題だけではなくて、そのハードの中でどういう市民社会が出来上がっていくのか、どんな街が出来上がっていくのかという事が最大の目標だろうと思う。

先程の、今日第1の議題だった、山谷北地区の地区計画は、東急の一人施行の土地区画整理事業という、これから分譲されるわけだが、その分譲にあたって、先程ご説明頂いた、こういうルールで皆さん家を建てて下さいという事が、これからの街並み形成に関するルールという事で地区計画を定めていこうということである。

松の久保と事業が遅れてしまったので、1つの地区計画にしようとする、分譲を2年間待つて下さいとなるのか、或いは分譲した時点ではルールなしという事になってしまうという事で2分割して、山谷北は山谷北の分譲に間に合わせて地区計画をとるということになった経過だと思う。

そこにどういう形で専門家が関わったかというのは分からないが、東急の内部で何らかの専門家が関わってはいたのだと思う。先程の道路は多分、河川管理側の意向で、本当であればあのような事をしなくても車が通れないような道路の表面の作り方はあるだろう。おそらく東京都の河川管理側の予算が無かったという最悪のプアーなデザインになっているのかなと思う。その辺もし何か事務局でも補足があればお願いします。

(事務局)

その点については詳細を把握していないので、次回の審議会で説明したい。

(委員)

ちょっと教えて頂きたいのだが、マスタープラン4章の86ページのルールづくり、街づくり組織等という言葉の定義であるが、街づくり協定、街づくり協議会、街づくり協議会を目指す組織、街づくり推進団体、その他街づくり組織と、同じ委員会でも名前が違うものもあり、区別がつけられない。それぞれがどういう拘束レベルをもってこういう名前が付いて、現在これがどういう形になっているのかというのを教えて頂きたい。

(事務局)

街づくり条例は、地域と地区という形で、組織というか地域のエリアを区分している。地域というのは、連合自治会単位くらいの大きなエリアのことを地域という形で決めている。

まず最初に、相模大塚街づくり協議会というのがあるが、これについては、約130ha位の広さの自治会で結成される地域である。

街づくり条例に基づく認定を受けると、継続的な地域の支援を受けることができる。

その下の地域、街づくり協議会を目指す組織というものに、つきみ野街づくり委員会がある。

これも、地域の条例上のその認定を目指す形で今活動されている地域の組織という位置付けである。

その次の地区街づくり推進団体については、地区というのは、自治会よりも小さいレベルを指している。そこで、地区街づくり推進団体と書いてあるのは、条例上で登録された団体で、街づくり団体である。

これについても、2年を限度として無償で専門家派遣や、または組織の運営的な経費を保障していくというようなことが可能であり、上2つの南林間と千本桜については既に終わっている。

その他にも、街づくり組織があるが、これは市街地再開発事業や、土地区画整理に伴ってできた準備組合であったり、法律に基づく組合組織である。

(委員)

上5つが街づくり条例に基づいて認定されている、或いは活動助成を受けている組織である。本来条例でいうと、協議会と推進団体と2種類しかない。

推進団体は、商店街は商店街とか、後ろの住宅地は住宅地ということになるが、それらまとめた全体の地域としてどうあるべきかを協議する場として、もう少し広い範囲に協議会というのが必要ではないかということで、2段重ねで地域の皆さんが街づくりを考える組織をとというのが今の条例の制度設計の目標だった。

見て頂くと、2段重ねになっているところはどこもない。

それから、その他の一番目は、市街地再開発事業の推進に絡む組合ということであり、下の2つは組合の土地区画整理法に基づく組合ということで、そこにも活動費の助成その他が行われているということなのでここに上がっている。

先程、事務局の説明で南林間、南一条通りの街づくり協定の話があったが、86ページの組織の上にルールづくりのところ、街づくり協定等というところにあるが、先程の街づくり条例という条例に基づいて、どんな街づくりをしていくかという商店街の皆さんのいわば覚書的な協定であるが、単なる覚書ではなくて、街づくり条例によって認定されているので、大和市内では法定の協定の1つということになるかと思う。

もし、質問ご意見等ないようであれば、これで質疑を終了したい。

先程、今後のスケジュールが説明されたが、来年の4月に都市計画マスタープランを改定して公表したいということだったので、今日頂いたご意見等もふまえて、最終の修正版を作り、12月から1月にパブリックコメントということで、多分、広報及びウェブサイトというかホームページ上に公開をして、市民その他からの意見をお聞きして、それによる最終案というのが2月に都市計画審議会にかかってくるということになるかと思う。

したがって、都市計画審議会としては、11月にもう1度あるけれども、ここでは今のところ予定としては、都市マスについての事項はないけれども宜しいか。

(意見なし)

ざっとパブコメにどういう全体像を出すかということをもしご説明頂いた方がいいということであれば、11月の生産緑地の問題はあまり時間を取らないと思うので、せっかくお集まり頂くので、少し全体像を改めて説明して頂くということが出来ないわけではないと思うが、そうした方が宜しいか。

時期的にはだいたいパブコメにあたる原案というのは出来そうなのか。

今日いろいろな意見が出ているので、大幅な変更があればまた議論になる。2月に都市マスの改定ということになると、議論がまとまらないと予定が全部狂ってしまうということになる。いろいろご意見を頂いて、それを極力反映するには、11月の時点で念のためにもう一度全体を通して伺う機会を少しでも設けて頂いた方がいいかなということだが、特段ご要望が無いのであれば、パブコメで全体をご覧下さいということになるかと思う。

(事務局)

都市計画マスタープランについては、12月からパブリックコメントを予定している。これに際しては、都市計画審議会の委員の皆様にご覧いただく形での情報提供という形でお送りさせて頂くことでいかがなものか。

(委員)

分かりました。

では、審議会ではなくて、別途、個別郵送というか送付という形で情報提供願いたい。

(事務局)

パブコメの前に情報提供として送付したい。

(委員)

何かご意見がある方はパブコメで意見を言って頂くというような形になるかと思うが宜しい

か。

では、そのような形で進めさせて頂きたい。

それでは、以上今日頂いた意見もふまえて、今後の事務を進めて頂きたいと思う。

以上で公開による審議は終了する。

~ 以上 ~